相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市中央区春日二丁目一一番地の一、最後の住所千葉市中央区春日二丁目九番一六号　被相続人　亡　半田　幸三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月八日

事務所千葉県千葉市中央区中央三丁目三番八号　日本生命千葉中央ビル七階　松本・山下綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　並木　優

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県君津市北子安五丁目二〇番、最後の住所千葉県君津市北子安五丁目二〇番一一号　被相続人　亡　小杉　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月八日

事務所千葉県千葉市中央区中央三丁目三番八号　日本生命千葉中央ビル七階　松本・山下綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　並木　優

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市中央区今井三丁目二九番地五、最後の住所千葉市中央区松波四丁目一八番四号　被相続人　亡　市原　清一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月八日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号　マニュライフプレイス千葉九階　みどり総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　横井　快太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区海岸二丁目八番地、最後の住所東京都世田谷区上用賀一丁目二六番六号　被相続人　亡　山田　勝造

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月八日

東京都港区虎ノ門三丁目一〇番四―八一〇号山口雅主法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山口　雅主

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区赤坂四丁目三一番地、最後の住所静岡県伊東市湯川二五〇番地　被相続人　亡　古藤田あき

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月八日

東京都新宿区愛住町一番地富田ビル一階

相続財産管理人　弁護士　増岡　研介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市鶴見区矢向三丁目二六番地、最後の住所横浜市鶴見区矢向六丁目七番二一号　被相続人　亡　宮﨑　博江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月八日

横浜市中区尾上町一―四―一関内ＳＴビル六階

相続財産管理人　弁護士　糸井　淳一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市船津町三〇八九番地一、最後の住所兵庫県姫路市船津町三一一〇番地一　被相続人　亡　井上　七郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月八日

兵庫県姫路市豊富町甲丘三丁目二六番地

相続財産管理人　三島　清志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県橋本市高野口町伏原四八〇番地、最後の住所和歌山県橋本市高野口町伏原四九〇番地　被相続人　亡　宮田　充浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月八日

和歌山県橋本市東家一丁目一番四号秋山ビル一階　相続財産管理人　大宮　一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県大田市久手町刺鹿一七〇二番地、最後の住所島根県大田市久手町刺鹿二四七七番地一　被相続人　亡　渡邊　ツヤ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月八日

島根県出雲市塩冶町四六四番地

相続財産管理人　長廻三枝子

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十一年十月八日

一、墓地の所在地　石川県金沢市北安江二丁目八二五番

一、墳墓等の名称　金沢市北安江墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳　墓地地番五十八番　安田　次郎、本籍不詳　墓地地番六十三番　室谷藤兵衛

一、改葬を行なおうとする者　石川県金沢市北安江二丁目三番一八号　金沢市北安江墓地管理組合　理事長　安田　勉

第３期決算公告

平成21年10月8日

埼玉県朝霞市東弁財三丁目一五番三号

株式会社ハイペリオン

代表取締役　瀬川　英則

貸借対照表の要旨（平成20年９月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	30,016,047
	固定資産	4,895,359
	繰延資産	10,433,780
	合計	45,345,186
負債及び純資産の部	流動負債	5,201,691
	固定負債	29,416,000
	株主資本	10,727,495
	資本金	10,000,000
	剰余金	727,495
	利益剰余金	727,495
	その他利益剰余金	727,495
	（うち当期純利益）	(96,227)
	合計	45,345,186

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十一年十一月九日であり、株主総会の決議は、平成二十一年八月三十一日に終了しております。

なお、当社は平成二十一年五月二十九日の株主総会の決議により資本金の額を二千万に増額しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十一年十月八日

埼玉県朝霞市東弁財三丁目一五番三号

株式会社ハイペリオン

代表取締役　瀬川　英則

第42期決算公告　平成21年６月29日

北海道釧路市鳥取大通９丁目２番

釧路日産自動車株式会社

代表取締役社長　星野　重孝

貸借対照表の要旨（平成21年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	610
	固定資産	1,906
	繰延資産	2
	合計	2,518
負債及び純資産の部	流動負債	3,361
	固定負債	410
	株主資本	△1,253
	資本金	270
	資本剰余金	50
	資本準備金	50
	利益剰余金	△1,573
	その他利益剰余金	1,573
	（うち当期純損失）	(271)
	合計	2,518